

# 別添1

令和7年度奈良市養介護施設従事者等  
による高齢者虐待について

00

# 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設等の業務に  
**従事する者**が行う以下の行為（高齢者虐待防止法第2条第5項）

## 虐待となる行為

- i 身体的虐待
- ii 介護・世話の放棄・放任
- iii 心理的虐待
- iv 性的虐待
- v 経済的虐待

## 養介護施設等

- ・指定・許可を受けた全ての介護サービス事業者
- ・有料老人ホーム

## 従事する者

- ・直接介護サービスを提供しない者も含む  
（＝施設長、事務職員等）
- ・介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む

# i 身体的虐待

## 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。

● 本人の利益にならない強制による行為

● 代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。
- ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。
- ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。

「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制(※)

# ※身体的拘束

## 判断ポイント

高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか

## 具体例

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## ii 介護・世話の放棄・放任[Part1]

### 必要とされる

介護や世話を怠り、  
高齢者の生活環境・  
身体や精神状態を  
悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

必要な用具の使用を  
限定し、高齢者の要  
望や行動を制限させ  
る行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。

## ii 介護・世話の放棄・放任[Part2]

●高齢者の状態に応じた治療や介護を怠る行為

●医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画の見直しを怠る。

●高齢者の権利を無視した行為

●その行為の放置

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
- ・必要なセンサーの電源を切る。

その他職務上の義務を著しく怠ること

- ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。

# iii 心理的虐待[Part1]

## 威嚇的な 発言・態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言脅す。

## 侮辱的な 発言・態度

- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ぬ」など侮辱的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

## 高齢者や家族 の存在や行為 を否定、無視 するような発 言・態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことできないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。

## iii 心理的虐待[Part 2]

高齢者の意欲  
や自立心を低  
下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。

心理的に高齢  
者を不当に孤  
立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由なく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

## iv 性的虐待

●本人への性的な行為の強要

●性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

# V 経済的虐待

●本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること

●本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

・事業所に金銭を寄与・贈与するよう強要する。

・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。

・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。

・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

# 通報義務（高齢者虐待防止法第21条）

第1項：は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設従事者等護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第2項：前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第3項：前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

# 通報者の保護や通報の留意点

## 通報義務

高齢者虐待(と思われるもの)を発見した場合は、速やかに、市町村に通報する義務がある

(高齢者虐待防止法第21条第1項)

## 守秘義務

通報者が特定されるような個人情報が漏洩されることはない

(高齢者虐待防止法第8条)

## 不利益な取り扱い

高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

(高齢者虐待防止法第21条第7項)

## 通報受付窓口

養介護施設従事者等による虐待:

奈良市介護福祉課(0742-34-5422)

養護者による虐待:

奈良市長寿福祉課(0742-34-5439)

各地域包括支援センター

# 通報の判断にあたっての留意点

判断する際に考えるポイントの例

高齢者の権利が  
侵害されているか

高齢者や  
養介護施設従事者等の  
虐待に対する「自覚」の  
有無にかかわらず、  
客観的な視点で考える

虐待があったと  
考えることに  
合理性があるか

明確な判断基準はない

# 通報後の市の対応



## 通報受理

- ・通報内容の聞き取りを行います
- ※通報内容を外部に漏洩することはありません



## 事実確認

- ・市として事実確認のため調査を実施します



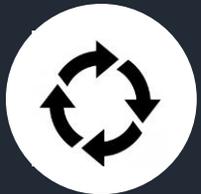
## 判定 & 結果通知

- ・虐待の事実の有無を判断します
- ・その他改善が必要と思われる事項について指導を行います



## 改善報告の受理

- ・指導内容に対する改善の取組について施設から報告を受理



## モニタリング

- ・改善の取組状況についての進捗確認を行います

# 虐待調査の流れと目的

---



# 事実確認のための調査でお願いしたいこと

---

緊急性の判断や早急に事実確認を行う必要があることから、急な調査依頼となる場合がありますが、調査へのご理解、ご協力をお願いします。

虐待の調査ということで、マイナスイメージもありますが、調査の趣旨や目的をご理解いただき、自施設のケアの見直しや職場環境を見つめなおす機会として捉えていただき、ご協力をお願いします。

現場で働かれている職員の皆様も動揺され、不安な気持ちもあるかと思われれます。職員の心身の状況にも配慮しつつ、調査の趣旨や目的を説明いただくなど、ご協力をお願いします。

虐待防止法に基づく通報者保護の観点から、市として守秘義務があるため、通報内容や通報者が特定される恐れのある情報については伝えることができませんので、ご理解をお願いします。

# 相談・通報の状況(相談・通報者と対象施設の状況) (R7.12月時点)

## 相談・通報件数、相談・通報があった対象施設数

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
相談・通報件数	4	7	8	14	12	12	11	17
対象施設数	4	7	8	14	13	12	11	18

## 令和7年度 相談・通報者の属性

属性	人数
家族・親族	5
当該施設管理者	7
当該施設職員	4
その他(他事業所・匿名)	2
合計	18

## 令和7年度 相談・通報のあった対象施設の種別と件数

施設種別	件数
特別養護老人ホーム	7
認知症高齢者グループホーム	2
老人保健施設	1
有料老人ホーム(サ高住含む)	4
その他	4
合計	18

➡相談・通報件数は概ね増加傾向にあり、令和7年度は12月末時点で17件。相談・通報者の内訳は事案が発生した当該施設管理者からが最も多い。

# 判定状況・虐待事案の施設類型と虐待種別 (R7.12月時点)

## 令和7年度 虐待の判定状況

内容	件数
虐待の事実が認められた	2
虐待の事実が認められなかった	0
虐待の判断に至らなかった	2
合計	4

## 令和7年度 虐待が認められた事案の施設類型と虐待種別

施設類型	虐待の種別・類型				
	身体的虐待	放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	0
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	0
老人保健施設	1	0	0	0	0
有料老人ホーム(サ高住含む)	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	0

➡令和7年12月末までの虐待の判定状況は、「虐待の事実が認められた」が2件、「虐待の判断に至らなかった」が2件であった。

➡虐待の事実が認められた事案においては、2件とも「身体的虐待」であった。また、相談や通報のあった事案については、高齢者虐待防止法に基づく調査等を行い、虐待の有無にかかわらず必要に応じて施設等に対する指導、改善報告書提出依頼等を行った。

# 事案における改善を求めた主な事項 (R7.12月時点)

---

## 令和7年度事案における改善を求めた主な事項

- 人員体制や業務負担の見直し、個々の業務負担を踏まえた職員のストレスコントロール
- 言葉かけを含む適切な接遇
- 認知症高齢者や難病患者の行動特性などの理解を深める取組、介護技術・知識の向上
- 夜勤者を含む全職員の教育体制の見直し
- 虐待に関する認識の統一(虐待の理解、認識を深める取組)
- 事故発生時や緊急時の対応、報告体制の見直し
- 高齢者虐待防止法に基づく市への通報など、事案発生時の報告体制の見直し

# これまでの虐待事案での指導内容の一例

## その他の指導内容

調査で把握した課題点	指導内容
市が虐待認定を行った事案について、それ以前に施設内での虐待防止委員会で報告され、また記録されていたが、その時点では施設は虐待と認識していなかった	利用者へのどのような言動が虐待にあたるのか施設全体で認識を共有し、利用者に対する接遇、言葉かけ、介助方法等について現在の課題点を施設全体で把握し、解決に向けた取組内容について検討すること
施設長等によると、本来、その当時に報告されるべき内容について、適切に報告されていなかった	施設長等に報告されるべき事項が、漏れなく、適切なタイミングで報告されるような体制づくりについて検討すること
市へ事故報告書の提出が必要であった内容であるにもかかわらず、提出されていなかった	「介護保険事業者事故報告取扱要領」、「奈良市有料老人ホーム等事故報告取扱要領」に基づき、漏れなく市へ事故報告が提出されるための体制の整備について検討すること
施設側が、虐待を受けたと思われる入所者を発見したにもかかわらず、速やかに市に通報が行われていなかった(施設独自で調査を進めていた場合も含む)	高齢者虐待防止法第21条第1項により、高齢者虐待を受けたという可能性の段階であっても、速やかに市に通報するよう体制を確立すること

# これまでの虐待事案での指導内容の一例

---

## その他の指導内容

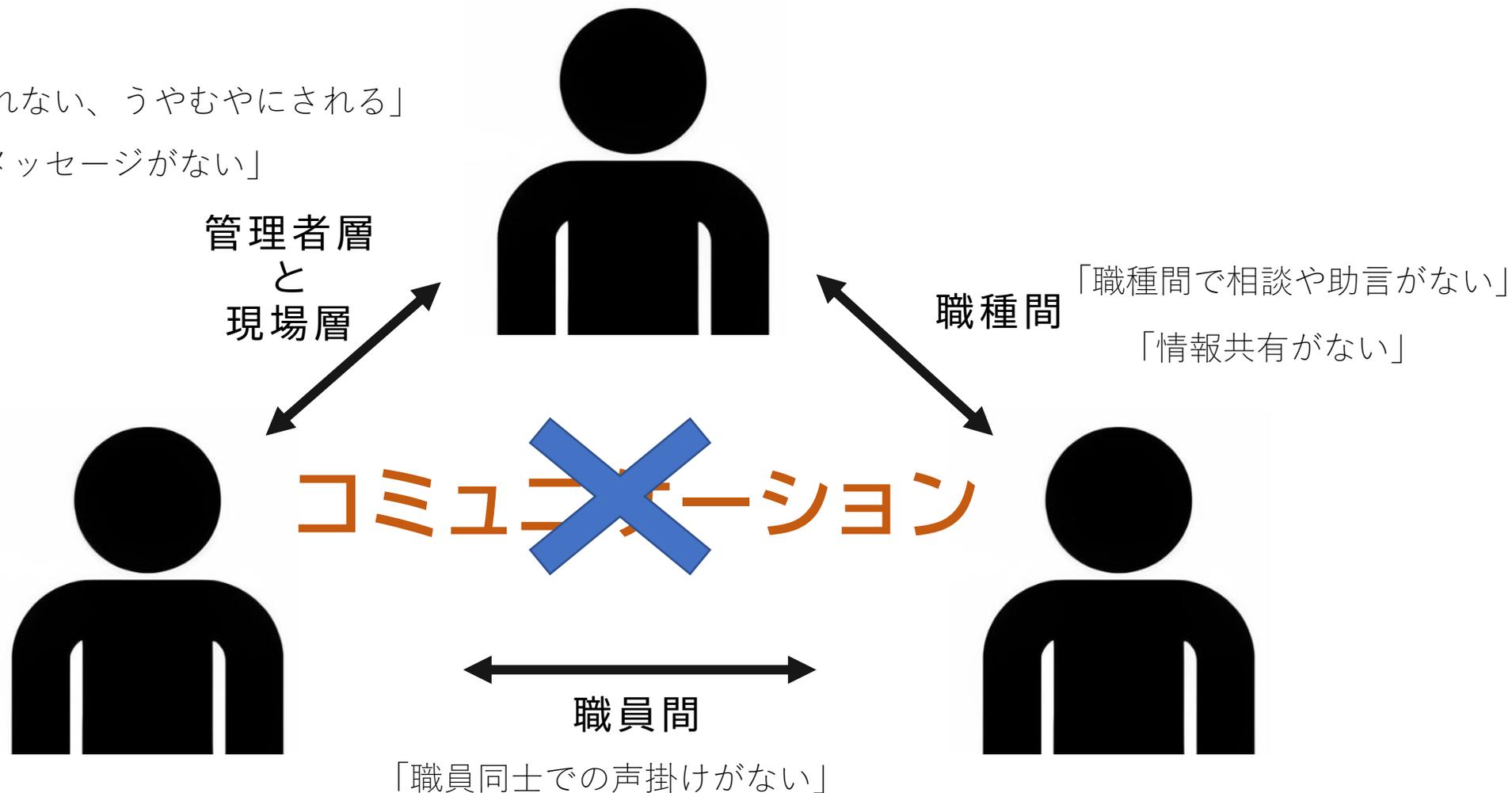
調査で把握した課題点	指導内容
虐待防止の取組(委員会、指針(マニュアル)、研修、担当者設定 等)が行われていたものの、実行的なものになっておらず、また職員によって内容の認識にバラつきがあり、取組の周知が不十分であった	虐待防止の取組について、改善すべき点がないか検討するとともに、施設での取組状況が全職員へ共有されるための周知方法について検討すること
虐待と疑われる行為が発生した際に、施設内部での事実確認は行っていたが、再発防止策の検討のためには、その発生要因が本人要因なのか環境要因なのか等の要因分析を行うことが重要である	今後、虐待や虐待疑いが発生した場合の聞き取り等の事実確認の方法や要因分析の仕方について、改めて検討すること

# 虐待の未然防止に向けたポイント

➡コミュニケーションが不足している状況では、不適切ケアが見過ごされてしまう状態にある

「相談しても対応されない、うやむやにされる」

「上司からの明確なメッセージがない」

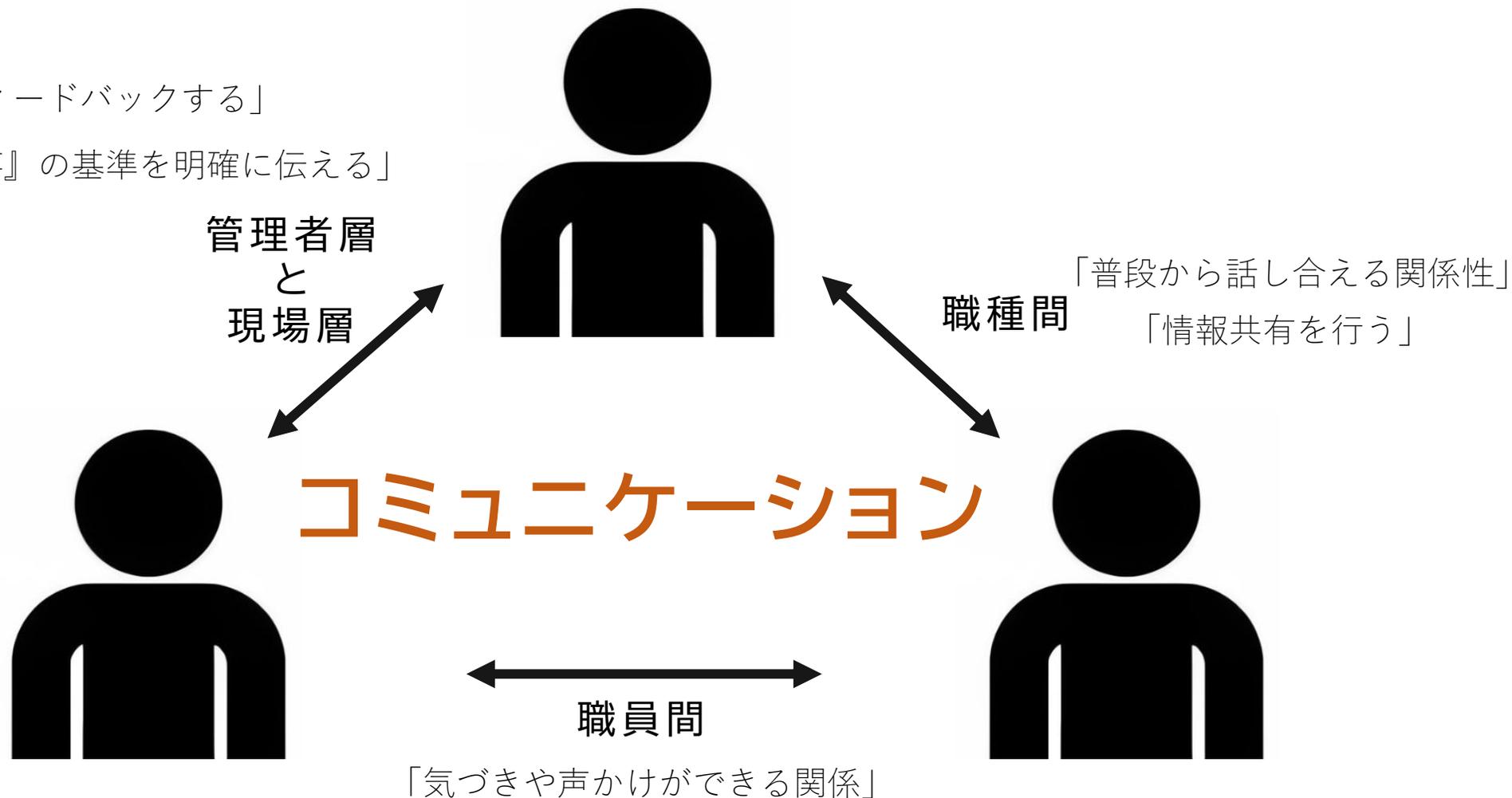


# 虐待の未然防止に向けたポイント

➡ コミュニケーションが円滑な状況では、声掛けや気づきにより、不適切ケアが起こりにくい状態になる

「相談結果をフィードバックする」

「『してはいけない事』の基準を明確に伝える」



# 虐待防止措置・身体拘束適正化の義務について

	高齢者虐待防止措置	身体拘束廃止・適正化措置
講じなければならない措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等も可)を定期的に開催すること</li> <li>ii 虐待の防止のための指針を整備すること</li> <li>iii 虐待の防止のための研修を定期的実施すること</li> <li>iv 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者(入所者)の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること</li> <li>ii 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等も可)を3月に1回以上開催すること</li> <li>iii 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること</li> <li>iv 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減算対象は、居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売以外の全サービス</li> <li>・福祉用具貸与については、減算が適用されるのは令和9年4月1日以降</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ii ~ ivについては、短期入所系サービス、多機能系サービス及び施設サービスが対象</li> </ul>

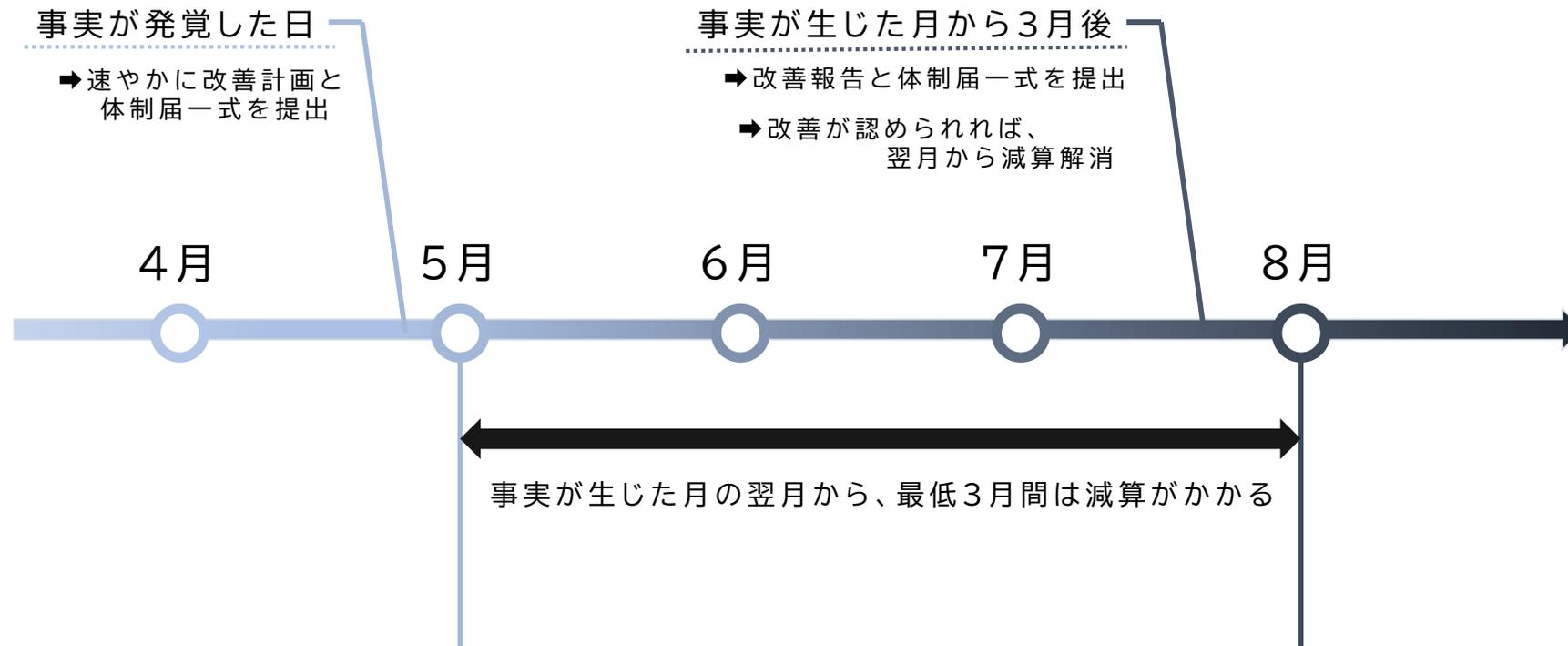
# 高齢者虐待防止措置未実施減算及び身体拘束廃止未実施減算の取扱い

指定居宅サービス基準等に規定する高齢者虐待防止のための措置を講じていない場合や、身体的拘束等の廃止及び適正化のための措置を講じていない場合、利用者(入所者)全員について減算が適用されます。

	高齢者虐待防止措置未実施減算	身体拘束廃止未実施減算
減算適用となる事項 ※いずれかひとつでも当てはまる場合は減算適用となります	(1)高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催していなかった。	(1)身体的拘束等を行う場合に記録することとされている 「態様及び時間、その際の利用者(入所者)の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由」について記録をとっていなかつ た。
	(2)高齢者虐待防止のための指針を整備していなかった。	(2)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 を3月に1回以上開催していなかった。
	(3)高齢者虐待防止のための研修を定期的 に実施していなかった。 ※実施頻度はサービスにより異なります	(3)身体的拘束等の適正化のための指針を整備していなかつ た。
	(4)高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を 配置していなかった。	(4)身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施し ていなかった。

# 高齢者虐待防止措置未実施減算及び身体拘束廃止未実施減算の取扱い

- ・必要な措置を講じていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を指定権者に提出し、事実が生じた月から3月後には、改善報告の提出が必要です。
  - ・当該減算の適用期間は、必要な措置を講じていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までとなっております。
- ※事実が生じた月から3月以内に改善報告が提出されたとしても、事実が生じた月の翌月から最低3か月間は減算となります。



# 高齢者虐待防止措置未実施減算及び身体拘束廃止未実施減算の取扱い

## ・改善計画及び改善報告にあたっての提出書類一覧

	高齢者虐待防止措置未実施減算	身体拘束廃止未実施減算
改善計画	(1)虐待の防止のための取組にかかる改善計画	(1)身体的拘束等の廃止・適正化のための取組にかかる改善計画
	(2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(体制届)	(2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(体制届)
	(3)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	(3)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
改善報告	(1)虐待の防止のための取組にかかる改善報告	(1)身体的拘束等の廃止・適正化のための取組にかかる改善報告
	(2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(体制届)	(2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(体制届)
	(3)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	(3)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
	(4)改善されたことがわかる資料(任意様式)	(4)改善されたことがわかる資料(任意様式)

# 各種資料のご案内

---

## ●国マニュアル

（「市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援について」）

➡高齢者虐待についての基本的な考え方や、行政の対応体制について記載されています。

【厚労省HP】[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html)

## ●「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」

➡身体拘束を行う場合の考え方や手順等が掲載されています。

【厚労省HP】[市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について\(国マニュアル\) | 厚生労働省](#)